

会 見 年 月 日	令和4年1月28日（金曜日）
担 当 課	健康福祉部社会福祉課臨時特別給付金担当
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6982 （内線：2295） FAX 番号：0791-45-3396 （担当者名：山内・松岡）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。

2. 内 容

(1) 支給対象者

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日（基準日）時点で赤穂市に住民登録があり、かつ、同一世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。

生活保護受給世帯も含まれます。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯の世帯主。

※ただし、①、②いずれも住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

(2) 支給額

1世帯あたり10万円（1世帯1回限り。また、①と②の重複受給はできません。）

(3) 申請方法

①住民税非課税世帯 対象となる世帯には、赤穂市から確認書をお送りします。確認書に必要事項を記載のうえ市へ返送してください。

②家計急変世帯 申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。

(4) 申請時期等

住民税非課税世帯あての確認書は、令和4年2月中旬頃に発送を予定。

家計急変世帯の申請時期、申請書配布時期、申請書配布方法は、決定次第、随時ホームページ等にてお知らせします。

申請期限は①②いずれも、令和4年9月30日です。

(5) 給付時期

年度内に支給開始できるよう準備を進めます。